

八尾市共通封筒広告掲載要領

（趣旨）

第1条 この要領は、八尾市広告掲載要綱（平成18年11月13日施行。以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、共通封筒に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定める。

（広告掲載の基準等）

第2条 広告の掲載基準及び内容等については、要綱第4条及び第5条の規定及び八尾市広告掲載基準によるものとする。

（広告の規格及び掲載料等）

第3条 広告の規格及び掲載料等募集に関する詳細は、各募集年度の八尾市共通封筒広告募集要項にて別に定める。

（広告掲載の募集）

第4条 広告掲載の募集は、募集内容を市ホームページ、八尾市政だより等により周知し、公募等により行うものとする。

（広告掲載の申込）

第5条 広告掲載希望者は、八尾市共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）により、指定する期間内に申し込むものとする。

（広告主の決定）

第6条 市は第2条の基準等に基づき、申込内容等の審査をする。

2 前項の審査に適合した申込者のうち、広告掲載料の最も高い申込者を広告主に決定する。この場合において、当該広告掲載料が同額の場合は抽選を行うものとする。

3 広告主を決定したときは、その結果等について申込者に八尾市共通封筒広告掲載決定・不可決定通知書（様式第2号）により通知する。また、市ホームページにて広告主を公表する。

（広告原稿の作成及び提出）

第7条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿の作成及び提出は、印刷用完全データをもって行うものとする。

3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料の納付）

第8条 広告主は、広告掲載料を指定期日までに一括前納するものとする。

（広告掲載料の返還）

第9条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、返還することができる。

(広告掲載の取消)

第10条 次の各号に該当する場合には、広告主又は広告取扱者への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 要綱及び基準並びにこの要領に抵触することが判明したとき
- (4) その他、広告の掲載を開始又は継続することが適切でないと市長が認めたとき

2 前項の取消しにより発生した損害は、広告主が賠償するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

年 月 日

八尾市共通封筒広告掲載申込書

（あて先）八尾市長

八尾市の共通封筒（長形 3 号・角形 2 号）に広告を掲載したいので、八尾市共通封筒広告掲載要領第 5 条の規定により、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住所（所在地）		〒 —		
	名 称				
	代表者職氏名				印
	担当者	部署名		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL			
		FAX			
E-mail					
業種・事業内容					
ホームページ URL					
広 告 掲載料	長形 3 号	円（税込み）			
	角形 2 号	円（税込み）			
掲載期間					
広告の内容					
添付書類		1 法人税（国税）もしくは所得税（国税）の滞納がない証明（納税証明書） 2 引き続き 2 年以上営業している証明（登記簿謄本等） 3 申請者の印鑑証明書 4 市税納付状況確認同意書 5 広告の素案（広告の上部または下部に「 <u>広告</u> 」と表示） ※ 1 ～ 3 についてはいずれも交付後 9 0 日以内のもの。写し可。			
備 考					

〈注意事項〉

- ・申込前に、八尾市ホームページに掲載している「八尾市広告掲載要綱」「八尾市広告掲載基準」「八尾市共通封筒広告掲載要領」「八尾市共通封筒広告募集要項」をご確認ください。
- ※ 掲載できる広告に制限があります。
- ・広告主に決定された場合、広告掲載料は公開対象となりますのでご了承ください。

年 月 日

八尾市共通封筒広告掲載決定・不可決定通知書

様

八尾市長

印

年 月 日付で申込のあった広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので、八尾市共通封筒広告掲載要領第 6 条の規定に基づき通知します。

決 定 区 分		☐ 掲載する
		☐ 掲載しない (理由)
広 告 内 容		
掲 載 期 間		年 月頃から概ね 1 年間
広 告 掲 載 料	長 形 3 号	円 (税込み)
	角 形 2 号	円 (税込み)
納付方法及び 納付期限		同封の納入通知書により 年 月 日までにお支払いください
そ の 他		八尾市共通封筒広告掲載要領第 1 0 条の規定等により、 広告料の納付等が完了しない等の問題が生じた時は、こ の決定を取り消すことがあります。